

お客様 各 位

2020年4月9日
最終更新日 2020年5月7日

西鉄不動産株式会社

【お知らせ】緊急事態宣言を受けての対応

2020年4月7日、緊急事態宣言が発令されました。
弊社では、下記の通り業務を一部制限して業務活動を行います。

■制限内容

- ・お客様との対面によるお打ち合わせ等の制限
- ・営業日・営業時間の変更

社内での業務は感染予防に留意したうえで継続いたします。ご連絡は電話やメールにてお受付させていただきます。緊急事態宣言の趣旨を鑑み、お客様とのアポイントの延期・中止のご提案をさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。

制限を行う期間は緊急事態宣言の適用期間終了日（5月31日）までを予定しております。

お客様にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、弊社業務活動にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※社内感染予防の取り組み

- ・マスク着用、手洗い、うがい、咳エチケットの励行
- ・オフィス内清掃、換気の励行
- ・フレックスタイムを利用した時差出勤の推奨
- ・シフト出勤による出勤分散
- ・執務間隔の確保
- ・会食・懇親会の禁止